

池田市多胎家庭サポート事業登録事業者募集要項

1. 目的

池田市多胎家庭サポート事業（以下「本事業」という。）は、多胎児を養育する家庭（以下「多胎家庭」という。）に派遣支援員が訪れ、日常の家事、育児等の支援を行うことにより、保護者が抱える育児の負担、心身の不調、育児不安等を軽減し、安心して子育てできる環境を整えることを目的に行うものです。

本事業を実施するに当たり、支援員を派遣する登録事業者を募集します。

別紙、「池田市多胎家庭サポート事業委託業務仕様書」をご覧ください。

2. 登録期間

登録日から令和8年3月31日まで（ただし、1年以内ごとの単位で延長あり）。

3. 応募資格

登録事業者は、本事業実施に当たり、関係法令を遵守し、次の要件を全て満たすものとします。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づく居宅介護の指定を受けているもの、又は介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく訪問介護の指定を受けているものであり、いずれも池田市をサービス提供範囲にしている事業所であること。
- (2) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (3) 代表者及び役員に破産者及び禁錮以上の刑に処された者がいないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）及び民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づき、更生又は再生手続き開始の申立てがなされたものでないこと。
- (5) 池田市暴力団の排除に関する条例（平成23年池田市条例第20号）第8条第1項第6号及び第7号に規定する暴力団又は暴力団密接関係者ではないこと。また、これらの者と下請契約その他の契約を締結する者でないこと。

4. 提出書類

- (1) 池田市多胎家庭サポート事業登録事業者申請書（様式第1号）
- (2) 池田市多胎家庭サポート事業登録事業者申請に係る誓約書（様式第2号）
- (3) 事業者の概要（様式第3号）
- (4) 指定居宅サービス事業所等又は指定障害福祉サービス事業所等の指定書の写し

5. 登録事業者の審査及び契約

提出書類により審査を行い、本事業を適切に実施できると認められる事業者を登録事業者として登録し、別途本市と事業者で委託契約を締結し、本事業を行っていただきます。

6. その他

- (1) 登録事業者への応募に係る費用は、事業者の負担とします。
- (2) 提出書類に虚偽の記載をした場合、又は重大な不備があると認められた場合は、無効とします。
- (3) 事業者は、応募書類の提出をもって、この公告及び池田市多胎家庭サポート事業委託業務仕様書に記載された内容を承諾したものとみなします。
- (4) 当該募集は、あくまでも登録事業者の募集を行うものであって、登録されても登録期間内の委託契約を約束するものではありません。
- (5) 提出書類については、初年度のための提出とし、以降、事業所の変更等があった場合は速やかに提出してください。

7. 問い合わせ先

〒563-0025

池田市城南3丁目1番40号 池田市保健福祉総合センター2階

池田市子ども・健康部子ども未来課 母子保健

電話：072-754-6034

メールアドレス：k-mirai@city.ikeda.osaka.jp